

かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

2026

6

特集

No.2186

中小企業の事業承継
〜親族内承継を進めるためのポイント〜
毎年6月は
「外国人労働者問題啓発月間」です

川崎市からのお知らせ【P.5～7・P.12】

今月のトピックス【P.7～】

- 「健康経営」をはじめよう！～ 従業員の健康保持・増進から企業価値の向上へ～
- 令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施しています
- 令和8年度労働保険の年度更新期間について
- ポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました
- 「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表しました
- 第97回メーデー川崎地区大会・第97回川崎メーデーを開催

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】

労働情報を
ウェブで見るには？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



KAWASAKI CITY

中小企業の事業承継～親族内承継を進めるためのポイント

かながわ補助金研究会 中小企業診断士 臼澤 利幸

1. はじめに

中小企業白書では、減少傾向にはあるものの、今も多くの企業が後継者不在という課題を抱えていることが示されています。代表者が80代以上の企業でも、依然として2割以上が後継者不在という実態が示されており、早期の解決が迫られる課題でもあります。

また事業承継対策にはさまざまな方法がありますが、事業承継の意向として「親族内承継」が多くを占めています。多くの経営者が、長年育ててきた会社を「出来れば家族に継いで欲しい」と希望されているということでしょう。本稿では、親族内承継を進める際に知っておきたい基本ポイントを、出来るだけわかりやすく整理してお伝えします。

事業承継の意向（企業形態別）

	個人企業	法人企業
1. 親族内承継を考えている	16.5%	30.8%
2. 役員・従業員承継を考えている	0.9%	6.8%
3. 会社への引継ぎを考えている	0.8%	1.6%
4. 個人への引継ぎを考えている	1.2%	0.6%
5. 1.～4. 以外の方法による事業承継を考えている	0.3%	2.2%
6. 現在の事業を継続するつもりはない	38.4%	10.9%
7. 今はまだ事業承継について考えていない	39.1%	45.0%
8. その他	2.8%	2.1%

資料：中小企業庁「中小企業実態基本調査」（令和5年調査（令和4年度決算実績））



2. 親族内承継とは

親族内承継は、大きく次の2つの承継から成り立っています。

- ① 経営権の承継（自社株の承継。ここでは会社の発行済株式を、以降、自社株と呼びます。）
- ② ノウハウの承継（技術・文化・風土の継承）

どちらも会社の未来に欠かせない大切な要素です。特に、自社株の承継は贈与税や相続税などの税金が関係するので、資金繰りに影響を与えるケースも有り得るため、早めの準備が安心につながります。この資金面への影響を事前に把握の上、2つ目の「ノウハウ」承継と合わせて承継計画を立てていくことをおすすめします。

3. 親族内承継は「資産承継」と一緒に考える

自社株は保有比率により会社経営への影響力が変わるため、経営権の源泉とも言えます。

そして同時に、不動産や金融資産と同様の経営者個人の大切な財産でもあります。

そのため、後継者に多くの株を渡したい、でも贈与税・相続税の負担が気になる、他の親族とのバランスも考えなければいけない、といった悩みが生まれます。

自社株は経営者の資産全体の中の1つであり、他親族へも公平感のある資産承継を考えなければいけません。

つまり、事業承継＝自社株の承継だけではなく、経営者一族全体の「資産承継」計画の中で考えることが大切です。

これは多くのケースでは相続対策の視点も必要になるということです。



4. 資産承継(生前贈与～相続)の基本的な流れ

資産承継の検討は、次の3つに整理すると進めやすくなります。

① 生前贈与の活用

贈与税のかからない非課税枠などを利用し、計画的に資産を移す方法です。

② 各種特例の活用

事業承継税制、生命保険の非課税枠、不動産関連の特例など、適した特例の有無を検討します。

③ 相続対策

自社株を含めた全資産の評価額を把握し、最終的な承継案をまとめます。

5. 相続対策で押さえておきたい3つのポイント

ここまで全体環境～親族内承継への意向～自社株承継は資産承継(生前贈与～相続)と話をしてきましたが、経営者一族にとって納得感のある承継案を作るためには相続のポイントを抑えることが必要となります。

その考え方のポイントは以下の3つに集約されます。

① 納税

自社株含めた経営者個人の全財産の相続税評価額を把握し、納税額を見通します。相続税は現金での一括納付が原則ですので現金納付可否の確認が大切です。もし保有金融資産が納税額に満たない場合には、納税資金を確保すべく、資産の組み替え等を考えなければいけません。

② 分割

相続人にどの財産を承継するかを決めることです。後継者と他の親族とのバランスに配慮し、納得感のある分割案を検討します。

③ 対策

いわゆる納税への対策です。税金は出来るなら少ないに越したことはない、と多くの方は考えるかと思います。利用出来る税制の特例や不動産の有効活用などを組み合わせて対策します。

この3つは1つを変えることで互いに影響をおよぼすために、常に全体感をもって対策をしていきます。また、個別具体的な税額の算出等については税理士にご協力いただく必要もあります。

6. 川崎市の支援体制を活用する

川崎市では、事業承継に関する相談窓口や支援制度が整っています。本稿では主に親族内承継における留意点について述べてきましたが、そもそも「何から始めればいいのかわからない」という段階でも気軽に相談できますので御利用されてはいかがでしょうか。

《KAWASAKI事業承継市場について》

中小企業経営者の高齢化が進み、事業の引継ぎが重要な課題となっています。川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団、川崎市の4者からなる「KAWASAKI事業承継市場」では、事業承継に関する様々なお悩みごとの解決・サポートを「オール川崎」で行っております。製造業・建設業・小売業など業種問わずご相談いただけます。お困りの方は、お気軽にご相談ください。

(事務局)川崎商工会議所 電話 044-211-4114 https://www.navida.ne.jp/snavi/100892_1.html



7. おわりに

「事業承継」の流れから「相続」という話を聞くと身構えてしまう方もおられたのではないのでしょうか。

しかし、これは会社と家族を守るための前向きな準備です。

本稿は「万が一の対策をしておくことで憂いを無くし、後継者とともに前向きに承継と経営を進めて行く為の機会」と捉えていただくと幸いです。後継者とともに安心して未来を描くためにも、早めの一歩が大切です。

川崎商工会議所や中小企業診断士など、身近な専門家に是非お気軽に相談してみてください。



毎年6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省では、毎年6月を外国人労働者問題啓発月間と定め、事業主をはじめ広く国民の方々を対象として周知及び啓発を集中的に行っています。令和7年10月末現在で、2,571,037人(厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より)の外国人が日本で働いています。

外国人労働者の就労状況を見ると、

- ◆派遣・請負の就労形態が多い
- ◆雇用が不安定な状態にある
- ◆社会保険に未加入の人が多く など…



雇用管理上の改善が早急に取り組むべき課題となっています。

一方で、専門的な知識・技術を持つ外国人(いわゆる「高度外国人材」)の就業促進については、企業側の受け入れ環境が整っていないなどの理由で、まだ不十分な状況です。

ハローワークでは、事業主などに対し、さまざまな機会を利用して外国人の雇用・労働条件に関する取り扱いの基本ルールや、情報提供、積極的な周知・啓発、指導を行っています。ご活用ください。

外国人雇用のためのルール(以下の①・②は事業主の責務です!)

- ①届出義務 事業主は外国人労働者の雇入れ及び離職の際にハローワークに届出(外国人雇用状況の届出)をする義務があります。
- ②雇用管理改善 事業主は外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職の援助について努力する義務があります。
- ③外国人指針 「外国人労働者の雇用管理の改善に関して事業主が適切に対処するための指針」に事業主が講ずべき必要な措置が定められています。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html



外国人労働者の雇用時の留意点について

- ①在留資格 在留カードにより就労可能な在留資格であることを確認してください。日本で働くことが認められていない外国人を採用することはできません。
- ②社会保険 外国人も日本人と等しく労働保険・社会保険に加入する義務があります。
- ③不安定雇用 派遣や請負などで働く外国人労働者を安易に解雇しないでください。
- ④人材の受入 専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れに企業の理解と支援が必要です。

Interview! 川崎公共職業安定所 外国人雇用サービスコーナー

外国人労働者専門官 小野寺さんにお聞きしました!

「外国人労働者の雇用に御理解を」

少子高齢化による労働力人口の減少等を背景に、各業種・職種で慢性的な人手不足の状況が続く中、令和7年10月末時点の厚生労働省発表のデータでは、外国人労働者数はおよそ257万人と、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新するなど、日本の労働力におけるその存在感はますます大きくなってきています。他方、在留資格では「特定活動」の労働者が前年比で3割近く増加するなど、その態様においてはより多様化が進み、雇用管理上求められる事柄も多岐に渡っています。引き続き、関係法令等にもご留意の上、適切な雇用管理に努めて頂きますよう、お願いいたします。

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●一般労働相談 <予約不要>

賃金や労働時間などの労働条件、解雇や退職、パワハラ等、労働全般に関するさまざまな問題について、職員による労働相談を実施しています。電話や来所による相談を受け付けています。

日時 月曜日から金曜日まで(祝日、休日、年末年始を除く)
9時～17時(12時～13時を除く)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県

●夜間労働相談 <事前予約制>

日中の相談が困難な方のために、職員による労働相談を実施しています。電話や来所による相談を受け付けています。電話またはホームページからご予約ください。

日時 令和8年6月18日(木) 17時～19時30分(1人45分以内)
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●弁護士労働相談 <事前予約制>

労働問題に関する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じています。電話にてご予約ください。

日時 令和8年6月23日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市



かながわ労働センター
川崎支所ホームページ

【問合せ】神奈川県かながわ労働センター川崎支所

〒213-0001 川崎市高津区溝口1-6-12リンクス溝の口1階
(JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分)
電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180



令和8年度労働災害防止啓発事例を募集します!



川崎市では、意識啓発やリスクの除去、デジタル技術を活用した対策など市内事業者の工夫した労働災害防止に係る取組事例を募集し、研究集会で表彰することで、市内の労災防止活動の普及啓発を図っています。詳細をご確認の上、是非ご応募ください。

対 者 川崎市内に事業所がある企業

対象の取組 川崎市内の労働災害防止活動の普及啓発を図ることができると認められる労働災害防止に係る取組事例

応募条件 次の条件を全て満たすもの。
①川崎市内の事業所等の取組事例であること
②過去3年以内の取組事例であること
③令和8年12月22日(火)の川崎市労働災害防止研究集会において、事例発表が可能であること

応募期間 令和8年6月1日(月)～令和8年7月31日(金)



申請書類は川崎市ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000176058.htm>



【問合せ】川崎市 経済労働局 労働・人材支援部

電話 044-200-2271 メール 28roudou@city.kawasaki.jp

「男女平等推進週間 6月23日～6月29日」のお知らせ

国の男女共同参画推進本部は、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。川崎市でも「男女平等推進週間」とし、市内の公共施設等を中心に男女平等推進に関する普及啓発活動を行っています。

令和8年度は、東日本大震災から15年を経て振り返る「パネル・立体展示」の実施と、6月28日(日)に「すくらむ21まつり」を開催します。みなさまのご参加をお待ちしています。

パネル・立体展示

東日本大震災から15年を迎え、避難者であるすくらむ21のほっとサロンメンバーとともに、震災の記録やこれまでのサロンでの活動の様子をパネルや立体展示で振り返ります。

- 令和8年6月17日(水)～6月23日(火)
グランツリー武蔵小杉2階通路
- 令和8年6月18日(木)～6月30日(火)
川崎市役所本庁舎25階展望フロア

※初日は10時から、最終日は16時まで

すくらむ21まつり

パンや焼き菓子、食品や雑貨の販売、体験型ワークショップのほか、ホールステージでは女性への暴力防止をテーマにしたダンスステージなど、たのしい企画が盛りだくさん。

<https://www.scrum21.or.jp/project/event>

- 令和8年6月28日(日) 10時～15時30分
川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)「武蔵溝ノ口駅」北口より徒歩10分



【問合せ】川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎21階

電話 044-200-2300

川崎市男女平等施策

検索

すくらむ21まつり

検索

5月31日～6月6日は禁煙週間です

たばこが奪う従業員の健康

たばこの煙による健康への悪影響は喫煙者本人だけではありません。

喫煙者本人が吸いこむ主流煙よりもたばこから直接出る煙である副流煙に多くの発がん性物質、ニコチンなどの有害物質が含まれ、受動喫煙は、特に健康への影響が大きいとされています。

禁煙週間を機に、喫煙者と周りの人の両方の健康のために禁煙してみませんか。



みんなでなくそう！望まない受動喫煙

受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わりました。

店舗やオフィスなど多くの方が利用する施設は原則屋内禁煙です。

喫煙可能とする場合は、要件を満たした喫煙室の設置が必要です。

屋外に喫煙所を設置する場合も、

受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。

～ちよこつとmemo～

加熱式たばこの身体への影響は？

紙巻たばこ比べて健康影響は少ないように思われていますが、加熱式たばこの主流煙にはニコチンを含む有害物質が含まれます。喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できません。

【問合せ】川崎市 健康福祉局 保健医療政策部 健康増進課 電話 044-200-0155

一生の保障 満15歳～満80歳まで加入できる “ずっと安心” が続く医療保障

総合医療共済

終身 医療プラン

ベーシックタイプ 180 十先進医療特約

加入年齢	保障内容	入院日額3,000円型		入院日額5,000円型		月払掛金表(年齢抜粋)													
		入院したとき	手術を受けたとき	入院日額3,000円型	入院日額5,000円型	加入年齢(歳)	男性	女性											
満15歳～満80歳の健康な方	1日暮らし 最高180日分	日額 3,000円 (通算1,000日まで)	3万円	日額 5,000円 (通算1,000日まで)	5万円	30歳	1,402	1,372											
保障期間 終身	手術を受けたとき 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等	3万円	3万円	5万円	5万円	40歳	1,840	1,714											
掛金払込期間 終身払	放射線治療を受けたとき 診療報酬点数が算定された放射線治療等	3万円	3万円	5万円	5万円	50歳	2,512	2,248											
入院日額 3,000円～10,000円まで 1,000円単位でご加入いただけます。	特約 先進医療を受けたとき 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実額	最高1,000万円 (通算1,000万円)	最高1,000万円 (通算1,000万円)	最高1,000万円 (通算1,000万円)	最高1,000万円 (通算1,000万円)	加入年齢(歳)	男性	女性											
<small>※先進医療特約は任意付帯です。また、先進医療特約の共済期間は10年(自動更新することで一生保障)です。 ※右記月払掛金表には先進医療特約を含みます。先進医療特約なしでご加入の場合は掛金から100円を引いた額になります。 ※記載のない年齢についてはお問い合わせください。 ※ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際はリーフレットおよび「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。</small>						<table border="1"> <thead> <tr> <th>加入年齢(歳)</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳</td> <td>2,270</td> <td>2,220</td> </tr> <tr> <td>40歳</td> <td>3,000</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>50歳</td> <td>4,120</td> <td>3,680</td> </tr> </tbody> </table>		加入年齢(歳)	男性	女性	30歳	2,270	2,220	40歳	3,000	2,790	50歳	4,120	3,680
加入年齢(歳)	男性	女性																	
30歳	2,270	2,220																	
40歳	3,000	2,790																	
50歳	4,120	3,680																	

広告

こくみん共済 NEWS 1426M002

公式キャラクター ビットくん

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 cooop

たすけあいから生まれた保障の生協です。「こくみん共済 cooop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

一生の保障で人生100年時代をしっかりサポート！ こくみん共済 cooop までお気軽にご相談ください。

川崎市グローバル展開支援事業補助金

市内中小企業者等による国際的な電子商取引(越境EC)の取組や海外で開催される展示会への出展等に対して、最大で経費の2分の1を補助します。

対象者	補助対象事業	補助率	限度額	公募期間
1	国際的な電子商取引(越境EC)の取組	2分の1 以内	25万円 〔重点事業の場合〕 30万円	令和8年 5月1日(金)) 令和8年 10月30日(金) ※予算額に達し次第、 募集は終了します。
2	海外事業者とのオンライン商談等の取組			
3	海外展開に資する外国人材の活用支援			
4	海外で開催される展示会等への出展			
5	海外展開に必要な国際認証等の取得			
6	自社コンテンツのグローバル化			

※重点事業は、「川崎ものづくりブランド」、「川崎CNブランド」、「かわさき基準(KIS)」、「かわさき名産品」のいずれかの認定・認証製品を有する企業の取組を指します。

※詳細は、川崎市HP <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000164357.html> をご確認ください。

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援課 国際経済担当
電話 044-200-2363 メール 28keiei@city.kawasaki.jp



「健康経営」をはじめよう！ ～ 従業員の健康保持・増進から企業価値の向上へ～

■ 「健康経営」とは

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上などの効果が期待されます。

■ 健康経営を始めるには

健康経営の第1歩として、企業全体で健康づくりに取り組むことの宣言「健康企業宣言」を始めましょう。

協会けんぽ神奈川支部及び健保連神奈川連合会では、従業員のみなさまの健康づくりを応援するため、「かながわ健康企業宣言」事業を行っています。詳細はHPをご覧ください。

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kanagawa/health_promotion/001/001/



■ 「健康経営優良法人認定」へチャレンジ

健康経営を実践している優良な法人を社会的に評価する制度として、「健康経営優良法人認定制度」があります。大企業、中小企業と事業規模に応じた申請が可能です。既に健康経営を実践している企業の方は、企業価値の更なる向上に向けて同認定の登録を目指しましょう。

<参考> 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト
「ACTION! 健康経営」
<https://kenko-keiei.jp/>

「働く」を明るく、「組織」を強く。



令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施しています ～学生アルバイトのトラブル防止のために～

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生(新入生含む。)がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中、厚生労働省では、大学等での出張相談や、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布などを行いますので、これからアルバイトを始める学生・生徒のみなさんはもちろん、雇用する側の事業主の皆さまも、この機会にぜひ、アルバイトの労働条件を確かめてみてください。

キャンペーンの概要

1. 実施期間：令和8年4月1日から7月31日まで

2. 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- (3) 休憩時間や年次有給休暇の適切な取扱い
- (4) 労働時間の適正把握による適切な賃金の支払い
- (5) 商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (6) 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

厚生労働省ホームページ▲



3. 主な取組内容

- (1) 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- (2) 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生・生徒からの相談に重点的に対応
- (3) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発

令和8年度労働保険の年度更新期間について

<事業主の方へ>令和8年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は

6月1日(月)～7月10日(金)です。

- 電子申請が義務付けられている事業場は、今年度(令和8年度)の年度更新から、例年お送りしている紙の申告書の送付がなくなり、代わりに、電子申請に必要な情報を記載した通知書等の送付となります。
- 年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。
- 申告・納付の手続きがお済みでない場合は、管轄の都道府県労働局までご相談ください。年度更新期間終了後も、年度更新申告書の提出状況及び申告書の記載内容について、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)の職員、または厚生労働省から委託を受けた民間業者からお問合せがある場合がございます。

詳しくは厚生労働省ホームページ(右の二次元コード)からご確認ください。



ポータルサイト「みんなの労働ナビ」を開設しました

近年、転職やリスキリングの需要が高まる一方、企業の労働力確保も重要な課題となっています。これに伴い、お仕事をお探しの方はもちろん、働き方の見直しをしたい方、企業の採用・人事担当者など、幅広い方々から労働に関する信頼性の高い情報へのアクセスニーズが一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、さまざまなウェブサイトに掲載されている「はたらく」に関する情報を、利用者の目的に応じて簡単に見つけることができるよう案内するポータルサイト、「みんなの労働ナビ」を令和8年3月13日に開設しました。職業や職場に関する情報、スキルアップ、各種統計調査や労働関係法令等、働く方や、企業、支援者の方に役立つ情報を、利用者別・分野別に探すことができます。

詳しくは厚生労働省「みんなの労働ナビ」(右の二次元コード)からご確認ください。



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を公表しました

令和7年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業場(小規模事業場)におけるストレスチェックの実施が義務とされました。(令和7年5月14日公布。施行日は公布の日から政令で定める3年以内の日。)

厚生労働省では、労働者数50人未満の事業場においてストレスチェックが円滑に実施されるように、50人未満の事業場に即した、**労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法**を示したマニュアルを作成しました。詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆ストレスチェック制度サポートダイヤル◆

ストレスチェック制度の導入・実施などに関する相談に専門スタッフがお答えします。

電話 0570-031050(全国统一ナビダイヤル)※通話料がかかります。

受付時間 平日10時～17時(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日は除く)

※ 運営は厚生労働省所管の「独立行政法人労働者健康安全機構」



厚生労働省
ホームページ

第97回メーデー川崎地区大会を開催

2026メーデー
スローガン

対話と連帯で築く、平和で笑顔あふれる未来 真の働き方改革で、安心してらせる社会を!

令和8年4月25日に第97回メーデー川崎地区大会が富士通スタジアム川崎で開催されました。川崎市役所本庁舎からのデモ行進ののち、参加団体58団体、2,100名に向けて、齊藤実行委員長は、「本日を契機に、私たち一人ひとりがスローガンの意味を考え、行動につなげていただくことを願っております。」と呼びかけました。また、来賓の福田市長は、スローガンに絡め、「これだけ多くの皆さんが連携と連帯の力を信じてここに集まっておられることに心強く思っております。私が今、社会情勢やSNS等で危機感を覚えているのは分断です。私達の生活、仕事、そして未来を守っていくためにも連帯の力を信じて邁進していきたいと思っています。」と語りました。



頑張ろう三唱
(メーデー川崎地区大会)



齊藤実行委員長挨拶
(メーデー川崎地区大会)

齊藤実行委員長は語る

今回のメーデースローガンは「対話と連帯で築く、平和で笑顔あふれる未来真の働き方改革で、安心してらせる社会を!」であります。まずは「対話と連帯」一人ひとりの声に耳を傾け、立場を尊重し合うことの重要性、分断ではなく対話、そして孤立ではなく連帯を実践することで持続可能な社会の構築と、その先にある「笑顔あふれる未来」につながっていくと考えます。そして「真の働き方改革」、制度の見直しにとどまることなく、働くもの一人ひとりが健康や生活を意識し、本質的な改革に関心を持たなければなりません。「安心して暮らせる社会、笑顔あふれる未来の実現」に向けて皆様とともに歩んでいくことをお願い申し上げます。ともに頑張りましょう!

メーデーってなんでしょ?

メーデーは英語で書くとMay Day。1886年5月1日にアメリカのシカゴで当時1日12時間から14時間の労働時間が当たり前だった労働環境の改善を求めて、労働者がストライキを起こして8時間労働の実現をしたことに由来します。

第97回川崎メーデーを開催

2026メーデー
スローガン

働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう

川崎メーデー実行委員会主催の「第97回川崎メーデー」は、中原平和公園・野外音楽堂にて約300名の組合員が集い開催されました。今井実行委員長は、「今日、メーデーが開催できたことを皆さんと喜びたいと思います。」と語るとともに、式典では団体の決意表明や賃上げへ向けた呼びかけなどがありました。文化交流として、デコレーション・コンテストの実施や、合唱もあり団体の皆さんがよりいっそう一致団結しているようでした。生憎の雨により予定されていたデモ行進は中止となりましたが、最後にメーデー宣言の提案・採択がなされました。



デコレーションコンテスト
(川崎メーデー)



今井実行委員長挨拶
(川崎メーデー)

今井実行委員長は語る

メーデーは19世紀のアメリカで始まった労働者の祭典です。賃上げ、労働状況の向上、改善等を求め社会に訴えることが目的です。川崎メーデーは市内の団体とともに川崎市の皆様へ国民的な要求をスローガンに掲げ連帯し協調してきました。今日のメーデーで大幅賃上げ、暮らしや社会保障、教育の充実、ヘイトの根絶そして戦争のない平和な世界を作っていくと社会に訴えましょう。団結して頑張りましょう。

令和8年6月

I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

- * 3月の神奈川県の有効求人倍率は、0.83倍で前年同月に比べ0.07ポイント下回りました。
- * 3月の川崎市内の有効求人倍率は、1.11倍で前年同月に比べ0.11ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均		9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年度平均		9,480	6,509	15,989	95,534	8,430	12,983	21,412	113,081	1.13	0.50	0.75	0.85
令和7年	10月	9,963	6,753	16,716	95,788	8,513	13,343	21,856	115,566	1.17	0.51	0.76	0.82
	11月	9,665	6,364	16,029	93,629	8,174	12,763	20,937	110,682	1.18	0.50	0.77	0.81
	12月	9,657	6,691	16,348	95,692	7,754	12,201	19,955	105,355	1.25	0.55	0.82	0.84
令和8年	1月	9,177	6,580	15,757	95,733	7,787	12,306	20,093	106,686	1.18	0.53	0.78	0.83
	2月	9,319	6,691	16,010	97,901	7,867	12,403	20,270	107,724	1.18	0.54	0.79	0.84
	3月	8,965	6,309	15,274	96,718	8,080	12,729	20,809	111,155	1.11	0.50	0.73	0.83
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1) 労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
 (注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
 (注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
 (注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 3月の完全失業者数は194万人、完全失業率は2.7%となりました。一方、有効求人倍率は1.18倍で、前年同月に比べ0.08ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均		176	-1.1	2.5	1.25
令和7年平均		176	-0.3	2.5	1.22
令和7年	10月	183	7.6	2.6	1.18
	11月	171	4.3	2.6	1.18
	12月	166	7.8	2.6	1.19
令和8年	1月	179	9.8	2.7	1.18
	2月	180	9.1	2.6	1.19
	3月	194	7.8	2.7	1.18
資料出所		総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和8年4月の労働災害発生状況は、前年比2件減の253件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		24 (0)	27 (0)	-3	-11.1
建設業		21 (2)	22 (1)	-1	-4.5
運輸業		48 (0)	63 (0)	-15	-23.8
第三次産業		153 (1)	135 (1)	18	13.3
鉱業、農林業 畜産・水産業		7 (0)	8 (0)	-1	-12.5
総計		253 (3)	255 (2)	-2	-0.8
資料出所		神奈川労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1) 休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数
 死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計。
 (注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日の一部変更
 (注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃と畜業・その他」の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 3月の川崎市消費者物価指数は、110.8となり、前年同月に比べ1.2ポイント上回りました。

P：速報値

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)		消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況			
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均		408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和7年平均		425,218	407,680	136.7	141.1	12.0	11.5	110.3	2.8	111.9	3.2	110.8	102.1	7	47	858
令和7年	10月	354,277	337,567	145.3	147.7	12.9	12.1	111.2	2.7	112.8	3.0	120.1	104.7	7	62	965
	11月	363,188	351,701	135.6	140.8	12.7	11.8	111.5	2.6	113.2	2.9	107.2	101.9	4	43	778
	12月	821,871	759,081	137.3	140.4	12.2	11.6	111.4	2.0	113.0	2.1	125.3	101.8	7	47	928
令和8年	1月	342,770	336,713	132.9	135.3	11.8	11.3	111.4	1.8	112.9	1.5	118.1	104.5	4	52	887
	2月	337,162	337,184	129.8	134.9	11.4	11.4	110.6	1.4	112.2	1.3	P110.8	102.4	6	35	851
	3月		P358,095		P139.3		P11.7	110.8	1.2	112.7	1.5		P102	8	59	924
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」			県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」					

- (注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
 (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
 (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

環境の変化に伴う疲れやストレスにより、不調が生じやすい時期となりました。今回は、関連する相談事例を3例ご紹介します。



メンタル不調が疑われる場合、会社と本人はそれぞれどのように対応すべきですか？



メンタル不調が疑われる場合、企業には労働契約法上の安全配慮義務の観点から、従業員の健康状態に一定の配慮を行うことが求められます。
 具体的には、業務上の変化(遅刻・ミスの増加等)に着目し、体調面への配慮を前提とした声かけを行い、業務負担の状況を確認することが実務上重要です。
 一方、労働者側においても、不調を抱えたまま就業を継続することは症状の悪化を招くおそれがあるため、早期に会社へ申し、必要に応じて医療機関の受診を検討することが望まれます。



本人の申告により業務軽減を行いました。その後、症状が悪化してしまいました。どのように対応すべきでしょうか。



休職や業務軽減の要否については、企業の一存で判断するのではなく、医師の意見を踏まえたうえで個別具体的に検討することが重要です。
 特に、就業可能性の判断や配慮内容については、主治医の診断書や産業医の意見を参考にしながら、業務内容や職場環境等を総合的に勘案する必要があります。
 また、労働者側としても、自己判断のみに依拠するのではなく、医療機関の受診を通じて客観的な判断材料を示すことが、適切な配慮を受けるうえで有効といえます。



会社にメンタル不調を伝えたところ、不調の内容を広く共有されてしまい、意欲をそがれ無断欠勤してしまいました。会社の対応は適切だったのでしょうか。



企業側においては、メンタル不調を「本人の問題」として取り扱うのではなく、職場環境や業務負荷との関係も含めて検討する姿勢が求められます。
 また、当該従業員に関する情報の取扱いについては、プライバシー保護の観点から、必要最小限の範囲に限定すべきです。
 一方、労働者側においても、無断欠勤や連絡不通の状態が継続すると、企業側の対応を困難にし、結果として不利益な取扱いにつながる可能性も否定できません。
 継続的な状況共有と、医師の指示に基づいた行動が重要といえます。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください。▶▶



編集部が取材!
 今月の表紙は



ホログラムが入った電鍍銘板(左)とインレット(右)

表紙：電鍍による金属加工をしている様子

今月の表紙は、川崎市中原区に本社を構える「株式会社 旺電舎」。電気分解のしくみを利用して金属を複製する「電鍍(電気鋳造)」を得意とする金属加工の会社です。

電鍍とは、電気のかで溶けた金属をくっつかせ、“そっくり同じもの”を作り出す技術。他の加工法に比べて極めて複製精度が高く、表面の凹凸をミクロン単位で再現できる点が特徴です。その精密さは、ホログラム(1μm格子形状)や指紋、和紙の質感までも再現できるほど。同社では、電鍍銘板やインレット(金属ステッカー)、各種精密電鍍部品の開発・製造をしていて、有名車両メーカーのキーや、某ゴルフ、カメラメーカーのロゴ部分など、意外にも、皆さんの身近なところで旺電舎さんの製品に触れているかもしれません。

11月頃に、下野毛で開催される「オープンファクトリー」に出展予定とのこと。その技術を「来て・見て・触って」もらえれば、精密さに驚くこと間違いなし!

株式会社 旺電舎

住所：〒211-0053 神奈川県川崎市中原区上小田中5-1-3鹿島ビル5F

電話：044-750-1333 (代)



市民の皆さま

川崎市プレミアムデジタル商品券を発行します！

物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えと地域経済の活性化を目的として、PayPay株式会社のアプリを活用したプレミアム付きデジタル商品券を発行します。

発行総額	104億円(販売額80億円、プレミアム分24億円)
発行口数	400万口(応募者多数の場合は抽選)
発行形態	PayPayアプリによる電子商品券
1口あたりの構成	1口2,600円分のデジタル商品券を2,000円で販売【プレミアム率30%】 ※内訳：全店舗共通券(1,600円)と中小店舗専用券(1,000円)
申込方法	令和8年6月1日(月)10時～令和8年6月15日(月)10時までに、 川崎市プレミアムデジタル商品券特設サイトから申込み
利用期間	令和8年6月29日(月)～令和8年12月25日(金)
利用対象者	市内在住者 ※在勤・在学の方は対象外です。
利用可能店舗	川崎市内のPayPay利用可能店舗(一部の店舗を除きます)
購入限度	1人に付き最大20口まで ※家族(2親等まで)の代理購入可能

市内企業の皆さま

川崎市プレミアムデジタル商品券利用店舗の募集

川崎市プレミアムデジタル商品券を利用できる店舗を募集しています。PayPayの二次元コードを置くだけで簡単に始められます。ご応募をお待ちしております。

利用店舗の参加条件

PayPayに加盟している小売業、宿泊業、飲食店、生活関連サービス等の業種で市内に所在する店舗

※企業の規模は問いません。

※たばこの販売等一部の商品・サービスは対象外です。

※既にPayPayに加盟している店舗については、新たに申し込みいただく必要はありませんが、長期間決済のご利用がない場合は、以下の問い合わせ先にご確認ください。

プレミアムデジタル商品券の概要 上記の市民の皆さま向けのご案内をご覧ください。



申込み・問い合わせ先

川崎市プレミアムデジタル商品券

検索

電話 0120-591-915

<受付時間> ※時間に変更になる可能性があります。

5月25日(月)～7月31日(金) 9時～20時(土日・祝日も受付)

8月1日(土)～9月30日(水) 9時～20時(平日のみ受付)

10月1日(木)～1月29日(金) 9時～18時(平日のみ受付)



特設サイト▲

